

【第 1 問】

《問 1》 3

【国民年金（遺族基礎年金）】

支給要件	被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき。 (死亡日の前日において保険料納付済期間が加入期間の3分の2以上あること。または、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと。)
対象者	死亡した者によって生計を維持されていた (1) 子のある配偶者 (2) 子 ※年金法上の子
年金額 (2023年度)	795,000円＋子の加算 ※子の加算 第1子・第2子：各228,700円 第3子以降：各76,20円

遺族基礎年金は、18歳到達年度末日（3月31日）までの子のある配偶者に支給される。設例からAさんの死亡時点において長男Cさん（3歳）と二男さんD（0歳）がいるため、妻Bさんには子2人の加算額を含む遺族基礎年金が支給される。

∴遺族基礎年金の年金額＝795,000円＋228,700円＋228,700円＝1,252,400円

《問 2》 3

「遺族厚生年金の額は、原則として、死亡した者の厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の① 4分の3に相当する額になります。ただし、Aさんの場合、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が② 300月）に満たないため、② 300月）とみなして年金額が計算されます。

また、二男Dさんの18歳到達年度の末日が終了し、妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、妻Bさんが③ 65歳）に達するまでの間、妻Bさんに支給される遺族厚生年金の額に中高齢寡婦加算が加算されます」

<解説>

遺族厚生年金は、厚生年金の被保険者が死亡した場合に、その者によって生計を維持されている一定の遺族に支給される。遺族厚生年金の額は、老齢厚生年金の報酬比例部分を計算した額の4分の3に相当する。遺族厚生年金の計算上、厚生年金被保険者期間が300月未満の場合に300月とみなして計算される。

また、中高齢寡婦加算は、「夫の死亡当時40歳以上65歳未満の子のない妻」、もしくは「子のある妻の場合、妻が40歳以上65歳未満で遺族基礎年金を受給できない期間」に加算されるものである。二男Dさんが18歳到達年度の末日になると遺族基礎年金の支給が打ち切られるため、53歳の妻Bさんが65歳に達するまでの間は中高齢寡婦加算が遺族厚生年金に加算される。

《問3》 1

1) 適切。

業務外の事由による病気やケガの療養のために労務に服することができずに、連続して3日間休業して報酬を受けられなかった場合は、4日目以降の休業した日について傷病手当金が支給される。

2) 不適切。

医療費の一部負担金の割合は、原則として、入院・外来を問わず、実際にかかった費用の3割になる。

一部負担（自己負担）割合

- ・75歳以上の者は、1割（現役並み所得者は3割。）。
- ・70歳から74歳までの者は、2割（現役並み所得者は3割。）。
- ・70歳未満の者は3割。6歳（義務教育就学前）未満の者は2割。

3) 不適切。

高額療養費制度は、病院等の窓口で支払う1カ月あたりの自己負担が一定額（自己負担限度額）を超えた場合に、超過分が払い戻される制度である。ただし、差額ベッド代や入院時の食事代は含まれず、全額負担になる。

【第2問】

《問4》 2

1) 不適切。

米ドル建定期預金の満期時の為替レートが、預入時の為替レートに比べて円高・米ドル安となった場合に円で引き出すと「為替差損」が発生する。円換算の運用利回りは低下する。

2) 適切。

米ドル建定期預金は、金額の多寡にかかわらず、預金保険制度の保護の対象外である。外貨預金の他に、投資信託、譲渡性預金、金融債（募集債及び保護預り契約が終了したもの）なども対象外。

3) 不適切。

- ・預入金額 : 10,000米ドル
- ・預入期間 : 6カ月⇒0.5年
- ・利率（年率）: 2.0%⇒4.0%×0.5年

Aさんが6か月後に受け取ることができる利息額（税引前）を求める

$$10,000\text{米ドル} \times 4.0\% \times 0.5\text{年} = \underline{200\text{米ドル}}$$

《問5》 1

- ・ 預入金額 : 10,000米ドル
- ・ 預入期間 : 6 カ月⇒0.5年
- ・ 利率 (年率) : 2.0%⇒4.0%×0.5年

満期時に円貨で受け取った場合における元利金の合計額を求める。

$$10,000\text{米ドル} \times (1 + 4.0\% \times 0.5\text{年}) = 10,200\text{米ドル}$$

満期時に米ドルを円に換える際に適用される為替レートは、金融機関が通貨を買うときのレートにあたるため、TTB (対顧客電信買相場) である。

$$\therefore 1\text{米ドル} = 130.00\text{円}$$

$$10,200\text{米ドル} = 130.00\text{円} \times 10,200 = \underline{1,326,000\text{円}}$$

《問6》 1

- AさんがX銀行の米ドル建定期預金に預け入れをした場合、当該預金の利子に係る利子所得は、所得税および復興特別所得税と住民税を合わせて20.315%の税率による(① **源泉分離課税**)の対象となります」
- 「外貨預金による運用では、外国為替相場の変動により、為替差損益が生じることがあります。為替差益は(② **雑所得**)として、所得税および復興特別所得税と住民税の課税対象となります。なお、為替差損による損失の金額は、外貨預金の利子に係る利子所得の金額と損益通算することが(③ **できません**)」

<解説>

所得税において、為替予約を締結していない外貨定期預金の満期による為替差益は、雑所得として総合課税の対象となる。なお、為替差損による損失の金額は他の所得との損益通算ができない。

【外貨預金の税金】

	利息	為替差損益
為替予約なし	<u>20.315% 源泉分離課税</u>	<u>雑所得</u>
為替予約あり	<u>20.315% 源泉分離課税</u>	

【第3問】

《問7》 2

- i) 「事業所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高（① 65）万円を控除することができます。（① 65）万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、事業所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出することに加えて、e-Taxによる申告（電子申告）または電子帳簿保存を行う必要があります。なお、確定申告書を法定申告期限後に提出した場合、青色申告特別控除額は最高（② 10）万円となります」
- ii) 「青色申告者が受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除のほかに、青色事業専従者給与の必要経費算入、純損失の3年間の繰越控除、純損失の繰戻還付、棚卸資産の評価について（③ 低価法）を選択することができることなどが挙げられます」

<解説>

- 青色申告特別控除額55万円の適用要件
 - ・ 不動産所得・事業所得・山林所得を生ずべき一定の業務を行う
 - ・ 青色申告承認申請書を税務署長に提出して承認される
 - ・ 総勘定元帳その他の帳簿を備え付け、複式簿記で記帳、7年間保存
 - ・ 貸借対照表と損益計算書などを申告書に添付して期限内申告
- 青色申告特別控除額65万円の適用要件

2020年分以降は、上記に加えて、電子申告等（e-Taxによる申告または電子帳簿保存）の要件を満たした場合
- 青色申告の特典
 - ・ 青色申告特別控除（10万円・55万円・65万円）
 - ・ 青色事業専従者給与の必要経費算入
 - ・ 純損失の3年間の繰越控除
 - ・ 前年分の所得税の繰戻還付
 - ・ 棚卸資産の評価の優遇（低価法を選択できる）
 - ・ 減価償却の優遇

《問8》 3

1) 不適切。

一時払個人年金保険や変額個人年金保険で確定年金の場合、契約から5年以内に解約すると、金融類似商品に該当して、解約返戻金は源泉分離課税の対象になる。解約返戻金と払込保険料の差額に20.315%の税金がかかり、保険会社はその税金を差し引いた金額を支払うことになる。しかし、Aさんは5年以内に解約していないため、一時所得になる。

2) 不適切。

妻Bさんは、Aさんが営む事業に専ら従事しており青色事業専従者として給与収入を得ている。青色事業専従者と事業専従者は配偶者控除の適用対象外である。

3) 適切。

母Dさん（73歳）の2023年中の収入は、公的年金の老齢給付（収入金額は120万円）のみであるため、年間の合計所得金額が48万円以下。したがって、控除対象扶養親族になる。70歳以上の同居老親の場合、控除額は58万円である。

【扶養控除の控除額】

区分		控除額
一般の控除対象扶養親族（16歳以上）		38万円
特定扶養親族（19歳以上23歳未満 ^{※1} ）		63万円
老人扶養親族（70歳以上 ^{※1} ）	同居老親等以外の者	48万円
	同居老親等 ^{※2}	<u>58万円</u>

※1 その年の12月31日現在の年齢

※2 納税者本人又は配偶者の父母・祖父母など

《問9》 2

Aさんの2023年分の所得税における総所得金額

- 事業所得の金額：580万円（青色申告特別控除後）
- 一時所得の金額：解約返戻金－一時払保険料－特別控除額50万円（上限）

$$= 480\text{万円} - 400\text{万円} - 50\text{万円}$$

$$= 30\text{万円}$$

∴ 総所得金額：事業所得の金額＋一時所得の金額×1/2

$$= 580\text{万円} + 30\text{万円} \times 1/2$$

$$= \underline{595\text{万円}}$$

【第4問】

《問10》 1

- ① 建築物の建築面積の上限は、建蔽率を用いて求める。建蔽率80%の地域で、防火地域内に耐火建築物を建築する場合は建蔽率の制限はないが、甲土地は建蔽率80%の地域であっても、準防火地域であるので耐火建築物・準耐火建築物を建築する場合に建蔽率は10%緩和される。

$$\begin{aligned}\text{建蔽率の上限となる建築面積} &= \text{敷地面積} \times \text{建蔽率} \\ &= 400\text{m}^2 \times (80\% + 10\%) \\ &= \underline{360\text{m}^2}\end{aligned}$$

- ② 建築物の延べ面積の上限は、容積率を用いて求める。前面道路の幅員が12m未満の場合、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数」のいずれか小さい数値を容積率として敷地面積に乗じて求める。

$$\begin{aligned}\text{容積率の上限となる延べ面積} &= \text{敷地面積} \times \text{容積率} \\ &= 400\text{m}^2 \times 360\%^{※} \\ &= \underline{1,440\text{m}^2}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}※\ 6\text{m} \times \text{法定乗数 } 6/10 &= 36/10 \Rightarrow 360\% < 400\% \text{ (指定容積率)} \\ &\therefore 360\%\end{aligned}$$

《問11》 2

- 1) 適切。

「本特例の適用を受けるためには、相続した家屋について、1981年5月31日以前に建築されたこと、相続開始直前において被相続人以外に居住をしていた人がいなかったことなどの要件を満たす必要がある。

● 相続した家屋の要件

- ・ 相続開始の直前において被相続人が一人で居住していた
- ・ 1981年5月31日以前に建築された区分所有建築物以外の建物
- ・ 相続時から売却時まで、事業、貸付、居住の用に供されていない
- ・ 相続により土地及び家屋を取得

- 2) 不適切。

「被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例」の適用を受けるには、譲渡の対価の額が1億円以下でなければならない。

● 譲渡する際の要件

- ・ 譲渡価額が1億円以下
- ・ 耐震リフォーム等により譲渡時において耐震基準に適合している家屋、または、相続人が家屋を取壊すこと など

- 3) 適切。

「本特例の適用を受けるためには、確定申告書にX市から交付を受けた被相続人居住用家屋等確認書を添付する必要がある。

《問12》 3

1) 不適切。

本肢は等価交換方式の記述である。

自己建設方式とは、土地の所有者が建築資金の調達、建設工事の発注、建物の管理・運営までの一切を自ら行う賃貸事業運営方式のことである。なお、自己物件の賃借に限り、宅地建物取引業の免許は不要である。

2) 不適切。

甲土地が貸付事業用宅地等に該当すれば、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができる。相続税の課税価格の計算上、200㎡までの部分について50%減額できる。

「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の限度面積と減額割合

宅地の区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地		
貸付事業用宅地（貸付用不動産の宅地）		<u>200㎡</u>	<u>50%</u>

3) 適切。

Aさんの相続における相続税額の計算上、融資を受けて賃貸マンションを建築した場合の借入金残高は債務控除の対象となる。

【第5問】

《問13》 1

1) 適切。

公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成する。

遺言の証人になることができない者は、以下のとおり。なお、弁護士や司法書士でなくても証人になることができる。

- ① 未成年者
- ② 推定相続人・受遺者及びその配偶者並びに直系血族
- ③ 公証人の配偶者・四親等内の親族並びに書記及び雇人

2) 不適切。

自筆証書遺言を作成した者は、法務大臣の指定する法務局に遺言書の保管を申請できる（2020年7月10日施行）。なお、遺言書保管所に保管されている遺言書は、家庭裁判所の検認が不要となる。

種類	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
遺言可能年齢	15歳以上		
証人	不要	2人以上の証人が必要	
家庭裁判所の検認	必要*	不要	必要

※遺言書保管所の保管は不要

3) 不適切。

遺言によって遺留分が侵害された場合であっても、その遺言が無効になることはない。遺留分権利者になることができるのは、兄弟姉妹を除く法定相続人であり、配偶者・子・直系尊属である。遺留分権利者は遺留分侵害額の請求等ができる。なお、直系尊属のみが相続人である場合を除き、遺留分の割合は1/2である。

《問14》 2

【相続税の総額を求める】

相続税の総額の計算過程においては、実際の遺産の分割割合とは無関係に、相続人が法定相続分に応じて仮に取得したものとして税額を算出する。

設例では、法定相続分は、妻Bさんが $\frac{1}{2}$ 、長男Cさんが $\frac{1}{4}$ 、二男Dさんが $\frac{1}{4}$ となる。

課税遺産総額（課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）は、2億1,000万円である。

● 法定相続人の法定相続分に応じた各取得金額

・妻Bさん：2億1,000万円 $\times\frac{1}{2}$ ＝1億500万円

・長男Cさん：2億1,000万円 $\times\frac{1}{4}$ ＝5,250万円

・二男Dさん：2億1,000万円 $\times\frac{1}{4}$ ＝5,250万円

● 法定相続分に応じた取得金額に係る相続税額（速算表で計算）

・妻Bさん：1億500万円 $\times 40\%$ －1,700万円＝2,500万円

・長男Cさん：5,250万円 $\times 30\%$ －700万円＝875万円

・二男Dさん：5,250万円 $\times 30\%$ －700万円＝875万円

● 相続税の総額

2,500万円＋875万円＋875万円＝4,250万円

《問15》 1

1) 不適切。

$$\begin{aligned}\text{遺産に係る基礎控除額} &= 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数} \\ &= 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3\text{人} \\ &= \underline{4,800\text{万円}}\end{aligned}$$

2) 適切。

【小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例】

宅地の区分		限度面積	減額割合
A 居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
B 事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地		
C 貸付事業用宅地（貸付用不動産の宅地）		200㎡	50%

併用する場合、次のような算式により調整した面積が限度となるため、自宅の敷地と賃貸マンションの敷地については完全併用できない。

$$A \times 200/330 + B \times 200/400 + C \leq 200\text{㎡}$$

ただし、特定居住用宅地等330㎡と特定事業用宅地等400㎡との完全併用（合計730㎡）は可能である。

3) 適切。

孫Eさんが遺贈により財産を取得した場合、相続税額の2割加算の対象となる。

【相続税額の2割加算の対象】

- ① 「被相続人の配偶者、父母、子、代襲相続人」ではない人
（例：被相続人の兄弟姉妹や、甥、姪など）
- ② 孫養子（ただし、代襲相続人ではない）